

宝塚市立長尾南小学校【いじめ防止基本方針】

令和5年（2023年）4月

I. いじめ防止等のための対策の基本的事項

1-1 いじめの定義

いじめとは、推進法第2条に規定されているように、以下のとおり定義される。

「いじめ」とは、児童等（児童生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1-2 いじめの認知に関する考え方

いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめを広く捉え、その上で情報共有と組織対応を行っていく。

いじめの認知については、初期段階のいじめであっても学校が組織として積極的に認知し、解決につなげることが重要であることから、いじめの認知件数が多いことは、学校の目が児童生徒に行き届いていることのアかしであり、肯定的に捉えなければならぬ。

いじめの態様

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間外れ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑤ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑥ 金品をたかられる。
- ⑦ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。 等

1-3 いじめの解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、国の基本方針が示すように、少なくとも次の2つの要件が満たさ

れている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により長期の期間を設定する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童等を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

Ⅱ．長尾南小学校の施策

2-1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

本校は、「やさしく（Y）かしこく（K）たくましく（T）」を学校教育目標に掲げ、児童・教職員が生き生きと学び、笑顔で心通い合う明るい学校づくりをめざして教育活動に取り組んでいる。また、保護者や地域と連携を図り、学校と家庭、地域がそれぞれ役割を踏まえながら、子どもたちの健全な成長を目指している。

平成25年（2013年）に「いじめ防止対策推進法」が制定され、その13条に学校のいじめ防止基本方針の策定が義務づけられた。そこで、本校は、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処）について対策を総合的かつ効果的に推進するため、本基本方針を策定する。

2-2 いじめの基本認識

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っているということ
- ⑤ いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- ⑥ いじめ問題は学校のあり方が問われる問題であること

- ⑦ 関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- ⑧ いじめ問題は家庭教育のあり方に大きく関わる問題であること
- ⑨ いじめ問題は、保護者、地域の人たちの力を借りながら、学校を取り巻くコミュニティ全体で取り組む問題であること

2-3 いじめ防止等のための組織の設置

学校は、いじめ防止等に関する事項を実効的に行うため、常設の組織として「いじめ防止委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長、教頭、生活指導担当教員、養護教諭、各学年担当

個々のいじめ事案の対処等にあたっては、関係の深い教職員を追加するなどの柔軟な組織とする。さらに必要に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心理や福祉の専門家、弁護士、医師など外部専門家の参加により、より実効的ないじめ問題の解決に資する体制とする。

資料1

(2) 役割

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核
- 学校基本方針の内容検討
- 保護者や地域との連携、情報の提供
- 法第28条に規定する重大事態の調査を学校が行う場合の組織（ただし、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えて対応）

2-4 いじめ防止等の対応に係る年間計画の策定

いじめ防止等のための取組、早期発見、校内研修等についての内容を、年間を通じた計画を策定する。計画策定や内容の実施にあたっては、P(計画)D(実施)C(検証)A(改善)サイクルの中で、よりよいものに見直していく。

資料2

2-5 教職員研修

いじめ防止等のための教育活動を学校全体で実効性のあるものにするためには、教職員の共通理解が不可欠であり、教職員同士が気軽に何でも相談できる協働性豊かな職場の

雰囲気重要である。そのために、校内研修を有効に活用して、教職員が率直に意見を交換しながら、教職員個々のいじめ防止等に関する意識を高めていく。

内容としては、児童生徒一人一人が自己存在感や自己有用感を持ち、互いを思いやり尊重する心を育む指導や学級経営のあり方、またカウンセリングマインドなど児童生徒理解による生徒指導のあり方など、多様なものを取り上げる。また、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する学校の取組方針や計画、個別の事例研究等による教職員の共通理解を図ることができるようにする。

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医師、弁護士などの専門家を活用する。

2-6 児童の主体的な活動

児童と教職員との対話を通して、児童自らが主体となった活動を、特別活動をはじめとする教育活動に位置付ける。その際、次のような内容が考えられる。

○どのようにすれば、いじめが起こらない学級・学校づくりができるのか

○いじめが起こったとき、自分たちの力で解決するにはどのようにしたらよいのか

○その他、いじめをなくすためにはどのような考え方や方法、仕組みが必要なのか

2-7 家庭や地域との連携

児童生徒を取り巻く多くの大人が、児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるように、PTAや地域の関係団体、学校に関係する人たちとの連携を進め、学校と家庭、地域が組織的に協働する体制を構築する。

また、学校に設置しているいじめ防止委員会を主体として、例えば、保護者や地域の方たちが参画する「宝塚市立長尾南小学校いじめ対応会議」を組織し、いじめ防止等について情報交換や意見交換を行う。その際、保護者や地域の協力を得るためには、日ごろから開かれた学校づくりに努める。

2-8 いじめの未然防止 ～いじめをうまない土壌づくり～

(1) 人権教育の充実

- ・ いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、子どもたちに理解させる。
- ・ 児童が、人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

(2) 道徳教育の充実

- ・ 道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。

- ・ 「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」「いじめを見逃さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・ 児童の実態に合わせ、内容を十分に検討した「わたしたちの道徳」「兵庫県道徳教育副読本」などの教材を活用しながら、充実した道徳教育を計画的に進めていく。
- ・ 児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「やさしさ」や「心づかい」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを防止する。

(3) 体験活動の実施

体験的な活動は児童生徒の豊かな人間性や価値観の形成、自尊感情の獲得、仲間意識や自己肯定感を醸成する。3年生の環境体験、5年生の自然学校、6年生での修学旅行をはじめとして、その他多様な体験活動を計画的に進めていく。

(4) コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・ 日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- ・ 児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。
- ・ インターネットを通して発生するいじめの未然防止については、発達段階に合わせて関係機関や保護者と協力しながら、ネットの危険性について啓発する。

(5) 保護者・地域の方々への働きかけ

- ・ 授業参観、懇談会の開催、HP、学校・学年便り等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。 資料3
- ・ PTAの各種会議や学校評議員会や安全対策委員会等において、地域の方々にも情報を提供し、意見交換する場を設ける。

2-9 いじめの早期発見について ～小さな変化に対する敏感な気づき～

(1) 日々の児童観察

- ・ 教職員が児童とともに過ごす時間を積極的に設けることに心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・ 休み時間や昼休み、放課後に、子どもたちの様子に目を配る。
- ・ いじめの早期発見のためにチェックリストを活用する。 資料4
- ・ ・いじめの相談窓口があることを知らせるプリントを配布、HPに掲載をし、相談しやすい環境づくりをする。 資料3

(2) 定期的なアンケート調査等の実施

- ・ いじめの実態把握のための「いじめ調査アンケート」を少なくとも学期に1回以上実施し、担任等による面談を通じて、いじめの兆候となる情報を計画的に収集、記

録し、教職員間で共有する。

(3) 日記や連絡帳の活用

- ・ 日記や連絡帳の活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密にすることで、信頼関係を構築する。
- ・ 気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(4) 教職員と児童生徒との良好な人間関係の構築と教育相談機能の充実

いじめが疑われる事案があったとき、いじめを受けている児童生徒やその保護者、またいじめを見た児童生徒などから、安心して相談できる教職員であるよう、日ごろから児童生徒との良好な関係を構築する。

また、児童生徒や保護者、地域等からのいじめに関する相談を受けるところとして、担任等の教職員、校内の「いじめ防止委員会」等が担っているが、この相談体制が適切に機能しているかなどについて定期的に点検するとともに、学校だより、保護者懇談会、PTAの会議、地域の会議などを通じて広く周知する。

資料3

2-10 いじめへの早期対応について ～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

(1) いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめと疑われる行為を発見した時は、その場ですぐに止める。児童生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。いじめの発見・通報を受けた場合は特定の教職員で抱え込まず、「いじめ防止委員会」に情報を提供し、組織的な対応を行う。その際、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

(2) 正確な実態把握

- ・ 当事者双方、周りの子どもから、個々に聞き取り記録する。
- ・ 関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

(3) いじめを受けた児童生徒や保護者への支援

その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えるとともに、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。また、いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる友人や大人などと連携し、児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめを受けた児童生徒が一刻も早く、安心して学校生活を送ることができるよう、全力で取り組む。

こういった取組に当たっては、児童生徒の個人情報に取扱い等、プライバシーには十分留意する。

(4) いじめた児童生徒への指導、その保護者への助言

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。聴取した事実関係は、速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、保護者と連携した対応を行う。その際、家庭における児童生徒への指導等について必要な助言を保護者に行う。

場合によっては、いじめた児童生徒に対する別室での指導、学校教育法第11条の規定に基づいた懲戒を行うこともあり得る。その際は、市教育委員会と十分に協議の上で行う。

(5) 周囲の児童生徒への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えること、いじめを止めることはできなくても、誰かに伝える勇気を持つことを指導する。

はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

いじめは学級全体の問題であることを児童生徒に理解させながら、被害児童生徒と加害児童生徒、周りの児童生徒との関係を修復し、好ましい集団活動ができるよう、集団の一員としての在り方について考えさせる。

2-11 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめの防止

インターネット等によるいじめは、被害が広範囲で長期に及ぶ可能性がある。そのため、日ごろからの情報モラルに関する教育に取り組む。警察等の関係機関の協力を得た「サイバー犯罪防止教室」の開催や、生活指導の中で取り上げるなど、正しい知識と利用についての教育を進める。また、保護者に対しても、携帯電話等の児童生徒の利用は保護者の責任の下で行うことの理解を深め、保護者の責務について周知を図る。

(2) ネットいじめの早期発見

インターネット等によるいじめは、閉ざされた人間関係で大人が見えにくい中で行われることが多く、なかなか発見しにくい。そのため、教職員は児童生徒の些細な人間関係や生活、心情の変化をとらえるため、常にアンテナを高くするよう心掛ける。

(3) ネットいじめへの対処

インターネット等での不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、削除の措置を講じる。名誉棄損やプライバシー侵害があった場合は、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、教育委員会や警察、法務局などと連携し、必要な措置を講じる。

2-12 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

本方針において、「重大事態」とは、次のようにとらえる。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

○ 年間30日以上いじめにより欠席した場合

○ 年間30日以上欠席でなくても、児童生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合でも、教育委員会や学校の判断により重大事態ととらえる。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態としてとらえる。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した時は、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会が学校で調査をするよう判断した時は、「宝塚市いじめ防止等基本方針」に沿った対応を行う。 資料5

2-13 学校評価によるいじめ対応への取り組みの見直し

いじめ防止等の取り組みや校内研修等の取り組み状況を学校評価の評価項目に位置づけ、P（計画）、D（実施）、C（検証）、A（改善）サイクルの中で、定期的に点検、評価を行い、年間計画を見直していく。

なお、学校評価に当たっては、いじめの認知件数のみを評価対象とせず、児童や地域の実情等を踏まえて目標を設定し、組織的対応の観点で評価する。

2-14 その他の事項

(1) 参考とするもの

いじめ防止等の対応については、県教育委員会発行の「いじめ対応マニュアル」や市教育委員会発行の「教職員のためのいじめ問題対応マニュアル」を参考にする。

<参考資料>

資料1 校内組織体制 資料2 年間計画 資料3 いじめ防止委員会の設置

資料4 いじめ早期発見のためのチェックリスト

資料5 宝塚市いじめ防止等基本方針 第5章 抜粋